

問い合わせ先

海上保安庁交通部整備課

上原美智雄(主任技術官)

TEL 03-3591-6361(内線 6703)

03-3591-7913(夜間直通)



平成21年5月25日

海上保安庁

当て逃げは許しません！

—平成20年度における海上標識への船舶接触事故—

平成20年度における海上標識(灯浮標及び浮体式灯標)への船舶接触事故は95件(前年度比12件増)でした。このうち、海上保安庁へ通報することなく現場を立ち去る、いわゆる「当て逃げ」が67件(71%)と例年同様に非常に高い割合を占めています。

しかしながら、運航者からの自己申告は過去5年間で最高の28件となり、当庁が捕捉した23件と合わせ、海上標識へ接触した船舶の発見件数も過去5年間で最高の51件となりました。

これは従来の当て逃げ対策に加え、当庁と通航船舶とのコンタクトが容易になったこと等によるものと考えられます。

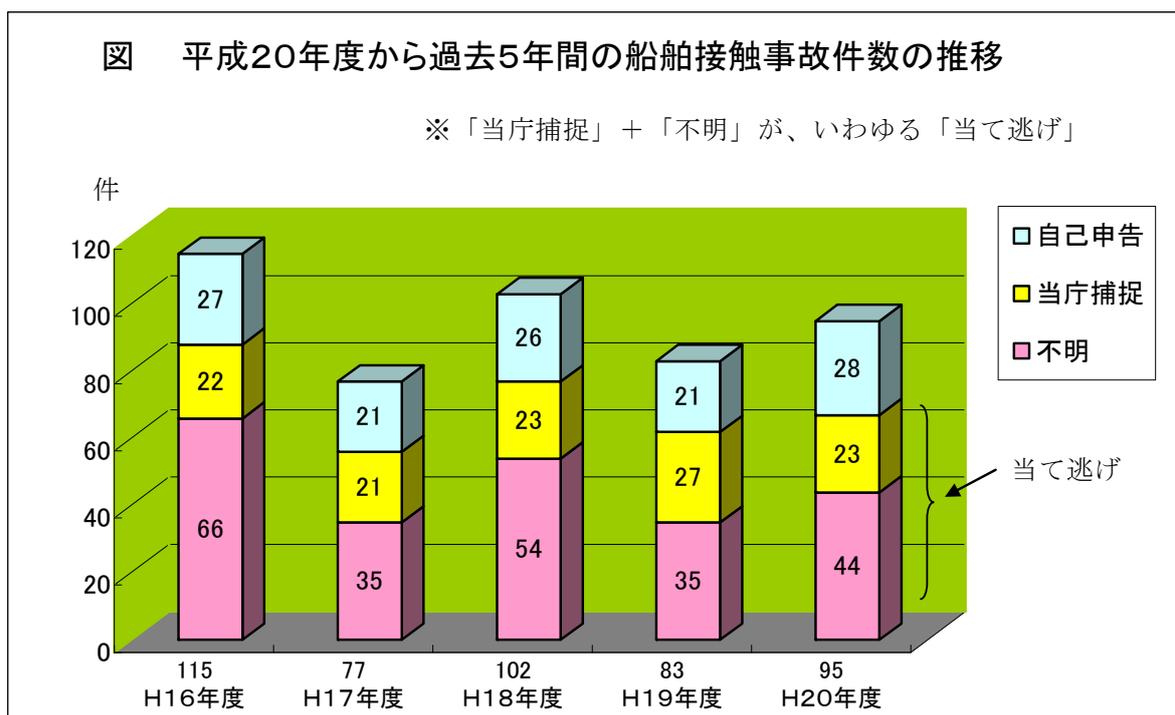
海上保安庁が設置している海上標識は、海上交通安全法や港則法に規定された航路や航行上支障となる障害物を明示するために設置していますが、船舶接触により沈没したり、位置が移動したり、灯火が消えたりすると、本来の役割とは逆に障害物となって船舶に危険を及ぼすこととなります。

船舶運航者の皆様には、海上標識への接触事故を起こさないよう安全運航に努めるとともに、万が一海上標識に接触した場合や破損した標識を発見した場合には、速やかに最寄りの海上保安部署または118番へ通報していただきますようお願いいたします。

(統計データは、別紙の「海上標識への船舶接触事故発生状況」を参照下さい。)

1. 海上標識への船舶接触事故発生状況

海上保安庁では、港湾、航路、狭水道、浅瀬などに海上標識を全国に1,384基設置していますが、毎年多くの船舶接触事故により被害を受けており、平成20年度は、灯浮標で84件、浮体式灯標で11件、合わせて95件の事故が発生しています。



灯浮標の船舶接触事故事例 (平成20年11月26日発生)



「明石海峡航路中央第一号灯浮標（神戸）」
衝撃で灯浮標と錘をつなぐ鎖が切れ一時漂流

2. 海上標識の高機能・高規格化

海上保安庁では、海上交通の安全確保と船舶の運航能率の向上のため、「みつけやすいブイ」「見失わないブイ」として機能向上を図るべく、次の整備を推進しています。

① LEDへの変更

従来の白熱電球に比べ視認性の良いLED（発光ダイオード）を海上標識の光源へ導入し、整備を行ってきました。平成21年2月16日をもって、全国に設置している1,384基すべての海上標識のLED化が完了しました。

② 同期点滅

同期点滅とは、複数標識の灯火を同時、または逐次に点灯させるものです。主要航路及び航路出入り口の海上標識に整備を行うことで、その視認性、識別性の向上を図りました。

③ 浮体式灯標への変更

灯浮標から浮体式灯標に変更することで、海上標識の動揺及び振れ回りが小さくなり、視認性、識別性が向上します。平成21年度は、船舶が集中する東京湾などの15基の灯浮標を浮体式灯標に変更します。



灯浮標へ衝突したり、灯台や灯浮標の損壊を発見した場合は、最寄りの海上保安部署または118番に連絡をお願いします。



海上保安庁は、灯台・灯浮標など、全国約5000基の航路標識を管理しています。